



埼玉県報

第2205号

平成22年7月30日

金曜日

目次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則\(県営競技事務所\)](#)
- [埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則\(県営競技事務所\)](#)
- [上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則\(市街地整備課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [税制改正に伴うシステム改修業務委託の随意契約に関する公示\(税務課\)](#)
- [公示送達\(県政情報センター\)](#)
- [公示送達\(西部福祉事務所\)](#)
- [公示送達\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する](#)

[法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)

- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [毒物劇物取扱者試験の告示\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [貸金業者の登録の取消し\(金融課\)](#)
- [志多見土地改良区役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [川里中央土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [川里広島土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [新堀土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [草加都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [道路標識状況等調査業務委託契約に関する落札者の公示\(会計課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [県道東京所沢線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道岩殿観音南戸守線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十五号の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道松伏春日部関宿線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十二号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十八条第三項の表企画総務課の項中「企画総務課」の下に「及び計画調整課」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第四号中「若しくは第三項」を削る。

第六十三条第一項中「勝者投票法は」の下に「、単勝式勝者投票法」を加え、「の二種」を「（第七十条第九項において「基本勝者投票法」という。）並びに重勝式勝者投票法の四種」に改め、同条に次の一項を加える。

4 重勝式勝者投票法は、三重勝単勝式勝者投票法、五重勝単勝式勝者投票法及び四重勝選手番号二連勝複式勝者投票法とする。

第六十六条第一項第五号中「競走番号」の下に「（重勝式勝者投票法にあつては、組）」を加え、同項第六号中「及び連勝複式勝者投票法」を「、連勝複式勝者投票法及び重勝式勝者投票法」に改める。

第六十七条第二項中「又は在席投票」を「、在席投票又は電子決済投票」に改める。

第六十八条中「発売」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、出走表を所定の場所に表示したとき以降に開始し、対象となる競走のうち最初に実施される競走の発走前に締め切る。
- 第六十九条の見出し中「総券面金額」を「総券面金額等」に改め、同条中「とき」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。
- 2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売を締め切つたときは、遅滞なく、発売した重勝式勝者投票法の種類ごとに、組別の車券の総券面金額及び加算金額を掲示する。

第七十条第一項中「車券を」を「車券（重勝式勝者投票法に係るものを除く。）を」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 重勝式勝者投票法において、当該重勝式勝者投票法に係る基本勝者投票法の投

票が第一項、第二項又は第六項の規定により無効となつたときは、当該投票の車券に表示された選手（連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合にあつては、その車券に表示された組）をその車券に表示する重勝式勝者投票法は、これを無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

第七十条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 単勝式勝者投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたとき、又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その選手に対する投票は、これを無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

第七十三条中「競走が」を「競走（重勝式勝者投票法にあつては、対象となる競走のうち最後に実施される競走）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十二条第三項に規定する指定重勝式勝者投票法にあつては、前項の規定にかかわらず、勝者投票に的中者がなく、払戻金を交付しないことを掲示する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十五号

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号。第十条において「規則」という。）第七十六条の通信回線を経由した端末機器による勝者投票のうちインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器（以下「インターネット端末機器」という。）によるもの（第八条第一項のポイントを使用して行うものに限る。以下「電子決済投票」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(電子決済投票の方式)

第二条 電子決済投票は、勝者投票を行おうとする者がインターネット端末機器を使用して、県が管理する電子決済投票に係る電子計算機（以下「電子決済投票サーバー」という。）に勝者投票の内容を入力する方式により行う。

(電子決済投票契約)

第三条 電子決済投票を行うことができる者（以下「利用者」という。）は、知事が別に定める電子決済投票の利用に関する規約を承諾し、知事と電子決済投票に関する契約（第六条において「電子決済投票契約」という。）を締結した者とする。

(利用者情報の登録等)

第四条 利用者は、あらかじめ、知事が別に指定する金融機関（第五号及び第十九条において「取扱金融機関」という。）に普通預金口座（第五号及び第六号並びに第十九条において「指定口座」という。）を開設するとともに、知事が別に定めるところにより、インターネット端末機器から次に掲げる事項を電子決済投票サーバーに記録しなければならない。

一 氏名、性別及び生年月日

二 電子メールアドレス

三 住所

四 電話番号

- 五 指定口座を開設した取扱金融機関及び店舗の名称
- 六 指定口座の口座番号

七 その他知事が必要と認める事項

(欠格事項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- 一 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。)第九条又は第十条第一号若しくは第二号に規定する者
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 三 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- 四 法人その他の団体

(解約)

第六条 知事は、利用者から電子決済投票契約の解約の申込みがあったとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者との電子決済投票契約を解約することができる。

- 一 第四条の規定により登録された事項が事実と異なることが発見されたとき。
- 二 前条第一号から第三号までに掲げる者に該当したとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用者として不適当であると認められるとき。

(利用者投票履歴)

第七条 知事は、利用者ごとに次に掲げる事項を記録した利用者投票履歴を作成するものとする。

- 一 第四条各号に掲げる事項
- 二 電子決済投票実施年月日
- 三 その他知事が必要と認める事項

(ポイントの預託)

第八条 利用者は、知事が別に定める方法により、あらかじめ、電子決済投票を行うためのポイント(以下「ポイント」という。)を購入し、電子決済投票サーバに預託しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により預託したポイントを使用して、百ポイント当たり百円の勝者投票券(以下「車券」という。)を購入することができる。ただし、法第十条第三号に該当する者は、同号に掲げる自転車競走に係る車券を購入することができない。

(車券の発売単位)

第九条 埼玉県自転車競走実施条例(昭和三十七年埼玉県条例第四十四号)第五条の規則で定める枚数分は、十枚分又は二十枚分とする。

(勝者投票法の種類)

第十条 勝者投票法は、規則第六十三条第一項の重勝式勝者投票法とする。

(競輪の指定)

第十一条 車券を発売する自転車競走は、知事が別に指定する。

(購入限度額)

第十二条 車券の購入限度額は、電子決済投票を行う際に利用者が電子決済投票サーバに預託しているポイントに相当する額とする。ただし、一日に九百九十九万円を超えて車券を購入することはできない。

(車券購入の方法)

第十三条 第八条及び前条に定めるもののほか、車券の購入の方法は、知事が別に定める。

(投票の成立)

第十四条 電子決済投票は、インターネット端末機器の勝者投票の確認画面において利用者が自己の勝者投票の内容を確認し、かつ、所定の条件を満たした勝者投票の内容が電子決済投票サーバに記録された時に成立する。

(投票の取消し及び変更)

第十五条 利用者は、前条の規定により電子決済投票が成立した後は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類若しくは組若しくは購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領及び保管)

第十六条 発売した車券並びにこれに係る払戻金及び返還金は、知事が利用者に代わって受領し、及び保管する。

(代理購入等の禁止)

第十七条 利用者は、電子決済投票を自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けてこれを行ってはならない。

(受付の拒否)

第十八条 知事は、電子決済投票について、この規則の規定に適合しない疑いがあるときその他これを受け付けることが不適当であると認めるときは、その受付を拒否するものとする。

(払戻金及び返還金の交付)

第十九条 第十六条の規定により知事が利用者に代わって受領した払戻金及び返還金の交付は、当該自転車競走が実施された日(以下「当該開催日」という。)に、知事が保管する車券と引換えに、当該利用者の希望により知事が当該利用者に代わって電子決済投票サーバに預託するポイントに相当する額を差し引いて、当該

利用者の指定口座への振込みにより行う。ただし、当該開催日が取扱金融機関の休業日に当たるときその他やむを得ない事由により当該開催日に振り込むことができないときは、その直後の取扱金融機関の営業日に振り込むものとする。

(利用者投票履歴の閲覧)

第二十条 利用者は、第七条の利用者投票履歴について、当該開催日から起算して六十日間、知事に閲覧を請求することができる。

(車券の閲覧)

第二十一条 利用者は、第十六条の規定により知事が保管する車券について、当該開催日から起算して六十日間、知事に閲覧を請求することができる。

(投票の記録等)

第二十二条 知事は、電子決済投票の内容を記録し、及び当該開催日から起算して六十日間、これを保存する。

(委託に係る事務に関する読替え)

第二十三条 法第三条の規定により電子決済投票の実施に関する事務の全部又は一部が私人に委託された場合における当該委託に係る事務に関するこの規則の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「委託を受けた私人の代表者」と、「県」とあるのは「委託を受けた私人」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もの」の下に「埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則(平成二十二年埼玉県規則第八十五号)第一条に規定する電子決済投票を除く。」を加える。

規則

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十六号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程（昭和六十二年埼玉県条例第十六号。以下「施行規程」という。）に基づき、清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(清算金の額の通知)

第二条 知事は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号。以下「法」という。）第四百四条第八項の規定により清算金が確定したときは、法第八十七条第一項第三号の各筆各権利別清算金明細に基づき、様式第一号の清算金台帳を作成するとともに、徴収し、又は交付すべき清算金の額を様式第二号の清算金確定通知書により徴収し、又は交付すべき者に通知するものとする。

(分割納付の申出)

第三条 施行規程第二十六条第一項の分割納付を希望する旨の申出は、様式第三号の清算金分割納付申出書を知事に提出して行わなければならない。

(徴収の通知)

第四条 知事は、法第一百十条第一項の規定により清算金（法第一百一十一条第一項の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下この条から第八条までにおいて同じ。）を徴収しようとするとき、又は法第一百十条第二項の規定により清算金を分割徴収しようとするときは、様式第四号の清算金徴収簿を作成するとともに、当該清算金の額及び納期限を様式第五号の清算金（分割）徴収決定通知書により当該清算金を徴収すべき者に通知するものとする。

(繰上納付)

第五条 清算金を分割納付すべき者は、施行規程第二十六条第六項の規定により未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付しようとするときは、様式第六号の清算金繰上納付申出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の清算金繰上納付申出書の提出を受けたときは、分割徴収の決定

を取り消し、徴収金額及び納期限を様式第七号の清算金分割徴収決定取消兼清算金（分割）徴収決定通知書により当該清算金繰上納付申出書を提出した者に通知するものとする。

（期限前徴収）

第六条 知事は、施行規程第二十六条第七項の規定により徴収を完了すべき期限前において未納の清算金の全部を徴収するときは、分割徴収の決定を取り消し、徴収金額及び納期限を様式第八号の清算金分割徴収決定取消兼清算金徴収決定通知書により清算金を徴収すべき者に通知するものとする。

（清算金等徴収職員）

第七条 知事は、その職員のうちから指定した者（以下この条において「徴収職員」という。）に、法第一百十条第五項の規定による清算金並びに督促手数料及び延滞金の徴収を行わせることができる。

2 徴収職員は、埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第二百八条第一項の分任出納員とみなす。

3 徴収職員は、第一項の規定により清算金並びに督促手数料及び延滞金の徴収を行おうとするときは、様式第九号の清算金等徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（交付の通知等）

第八条 知事は、法第一百十条第一項の規定により清算金を交付しようとするときは、様式第十号の清算金交付簿を作成するとともに、当該清算金の額を様式第十一号の清算金交付決定通知書により当該清算金を交付すべき者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期限までに様式第十二号の清算金交付請求書を知事に提出するものとする。

（供託）

第九条 知事は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、様式第十三号の法第一百十二条該当調書を作成するものとする。

2 法第一百十二条第一項ただし書の供託しなくてもよい旨の申出は、知事が指定する期限までに様式第十四号の清算金供託不要申出書を知事に提出して行わなければならない。

3 知事は、清算金を供託したときは、様式第十五号の清算金供託通知書により当該清算金を交付すべき者及び当該清算金に係る宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者に通知するものとする。

（債務又は債権の承継の届出）

第十条 清算金の支払の債務又は清算金の交付を受ける債権について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人は、様式第十六号の清算金債務承継届又は様式第十七号の清算金債権承継届を知事に提出するものとする。

(氏名等変更の届出)

第十一条 清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者は、その氏名法人にあつては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつたときは、速やかに様式第十八号の氏名等変更届を知事に提出するものとする。

(延滞金の減免申請)

第十二条 施行規程第二十七条第四項の規定により同条第二項の延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、様式第十九号の延滞金減免申請書を知事に提出しなければならぬ。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

清 算 金 台 帳

番号	権利者の住所・氏名(名称)	権利の種類	従前の土地				換地処分後の土地				清算金の額(円)		供託不要の申出の有無	相殺後の清算金の額(円)		供託する清算金の額(円)	債務・債権の承継	
			町又は字	地番	地目	地積(m ²)	町又は字	地番	地目	地積(m ²)	徴収	交付		徴収	交付			

注

- 1 この台帳は、土地区画整理法第87条第1項第3号の各筆各権利別清算金明細に基づき作成すること。
- 2 清算金を徴収し、又は交付すべき者に属するすべての権利について記載すること。
- 3 「番号」欄は、権利者ごとに一連番号を記載し、他の通知書等との照合に用いること。
- 4 法人の場合は、「権利者の住所・氏名(名称)」欄に主たる事務所の所在地及び法人名を記載すること。
- 5 「供託する清算金の額」欄は、土地区画整理法第112条第1項の規定により供託すべき清算金があるときに記載し、清算金供託不要申出書(様式第14号)の提出があったときは記載しないこと。

様式第2号(第2条関係)

清算金確定通知書

年 月 日

整理番号

様

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
埼玉県知事

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る清算金について、土地区画
整理法第104条第8項の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

徴収すべき清算金	千	百	十	万	千	百	十	円

交付すべき清算金	千	百	十	万	千	百	十	円

交付すべき清算金のうち 供託する額	千	百	十	万	千	百	十	円

備考

- 1 徴収すべき清算金と交付すべき清算金がある場合は、次の2に該当する
ときを除き、これらを相殺した後の残額を徴収し、又は交付します。
- 2 交付すべき清算金のうち供託する額は、従前の宅地又は宅地について存す
る権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者がある場合におい
て、当該債権者から清算金供託不要申出書(様式第14号)の提出がなかつ
たときに、供託するものです。
- 3 相殺をした後の徴収すべき清算金が3万円を超えるときは、分割納付を申
し出ることができます。

様式第4号(第4条関係)

清 算 金 徴 収 簿

番号	住所	氏名 (名称)
----	----	------------

徴収すべき金額							徴収した金額					備考				
回数	納期限			元金	利子	督促手数料	延滞金	計	納入年月日				元金	利子	督促手数料	延滞金
	年	月	日	円	円	円	円	円	年	月	日	円	円	円	円	円
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
合計									合計							

- 注
- 1 繰上納付の申出があったとき、又は期限前徴収をするときは、「徴収すべき金額」欄の別行に改めて決定した清算金の額及び納期限を記載すること。
 - 2 承継人が複数いるときは、承継人ごとに清算金徴収簿を作成し、「備考」欄にその経緯を記載すること。

様式第5号(第4条関係)

清算金(分割)徴収決定通知書

年 月 日

整理番号

様

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

年 月 日付けで通知した上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る清算金について、下記のとおり徴収金額及び納期限を決定したので通知します。

記

回数	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回
清算金の元金	円	円	円	円	円	円
利 子	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

回数	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	合 計
清算金の元金	円	円	円	円	円	円
利 子	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 分割徴収の場合において、未納の清算金を繰り上げて納付しようとするときは、清算金繰上納付申出書(様式第6号)により申し出てください。
- 2 分割徴収の場合において、清算金を滞納したとき、又は滞納するおそれがあるときは、分割徴収の決定を取り消し、徴収を完了すべき期限前において、未納の清算金の全部を徴収することがあります。

様式第6号(第5条関係)

清算金繰上納付申出書

年 月 日

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

年 月 日付けで通知のあった清算金について、下記の清算金の元金に利子を付して繰り上げて納付したいので申し出ます。

繰上納付を希望する清算金の元金の額	千	百	十	万	千	百	十	円

備考 繰上納付に係る利子は、再計算します。

様式第7号（第5条関係）

清算金分割徴収決定取消兼清算金（分割）徴収決定通知書

年 月 日

整理番号

様

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
埼玉県知事

年 月 日付けで申出のあった清算金の繰上納付について、分割徴収を取り消し、下記のとおり徴収金額及び納期限を決定したので通知します。

記

回数	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回
清算金の元金	円	円	円	円	円	円
利 子	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

回数	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回	合 計
清算金の元金	円	円	円	円	円	円
利 子	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

様式第 8 号 (第 6 条関係)

清算金分割徴収決定取消兼清算金徴収決定通知書

年 月 日

整理番号

様

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
埼玉県知事

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程第 2 6 条第 7 項の規定により 年 月 日付けの清算金の分割徴収の決定を取り消し、未納の清算金の全部を下記のとおり徴収することに決定したので通知します。

記

清算金の元金	千	百	十	万	千	百	十	円
利子	千	百	十	万	千	百	十	円
督促手数料	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	千	百	十	万	千	百	十	円
合計	千	百	十	万	千	百	十	円
納期限	年 月 日							

様式第9号(第7条関係)

(表)

第 号	
清算金等徴収職員証	
次の者は、土地区画整理法第110条第5項の規定による清算金並びに督促手数料及び延滞金の徴収を行う権限を有する職員であることを証明する。	
写 真	所 属 職 名 氏 名
年 月 日交付	
上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業 施行者 埼玉県 埼玉県知事	
	印

(裏)

土地区画整理法(抜粋)

(清算金の徴収及び交付)

第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 (略)

3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の督促をする場合においては、第3条第2項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第3項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第3項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第3項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6~8 (略)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則(抜粋)

(清算金等徴収職員)

第7条 知事は、その職員のうちから指定した者(以下この条において「徴収職員」という。)に、法第110条第5項の規定による清算金並びに督促手数料及び延滞金の徴収を行わせることができる。

2 徴収職員は、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第208条第1項の分任出納員とみなす。

3 徴収職員は、第1項の規定により清算金並びに督促手数料及び延滞金の徴収を行おうとするときは、様式第9号の清算金等徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第10号(第8条関係)

清算金交付簿

番号		住所		氏名(名称)	
----	--	----	--	--------	--

清算金交付決定通知書送付年月日			交付すべき金額	交付年月日	交付した金額	供託年月日	供託した金額	備考
年	月	日	円	年	月	日	円	

注 承継人が複数いるときは、承継人ごとに交付簿を作成し、「備考」欄にその経緯を記載すること。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

清 算 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

整理番号

様

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
埼玉県知事

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る清算金について、土地区画
整理法第 1 1 0 条第 1 項の規定により下記のとおり交付します。

記

交 付 金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
交 付 方 法	請求書に基づく口座振込み							
請 求 書 提 出 期 限	年 月 日							

様式第 1 2 号 (第 8 条関係)

清算金交付請求書

年 月 日

請 求 金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付で通知のあった清算金について、上記金額の交付を請求します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

電話番号

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

次の口座に振り込んでください。			
フリガナ			
口座名義人			
	銀行	本店	
	金庫	支店	
	信用組合	本所	
	農業協同組合	支所	
種別	普通・当座	口座番号	

法第112条該当調書(権利者別)

番号	権利者の住所・氏名(名称)	権利の種類	従前の土地			換地処分後の土地			交付すべき清算金の額(円)	担保権者の住所・氏名(名称)	担保権の種類	債権の額(円)	登記年月日	供託不要の申出の有無	備考
			町又は字	地番	地積(m ²)	町又は字	地番	地積(m ²)							

注

- 1 先取特権、質権又は抵当権(以下「担保権」という。)を有する者が2人以上いるときは、そのすべてを記載すること。
- 2 「登記年月日」欄には、担保権設定登記の年月日を記載すること。
- 3 「備考」欄には、清算金供託不要申出書(様式第14号)の送付年月日及び收受年月日を記載すること。
- 4 換地処分の公告の日後に担保権が消滅したときは、「備考」欄にその旨を記載すること。

様式第14号(第9条関係)

清算金供託不要申出書

年 月 日

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

先取特権者・質権者・抵当権者
住所

氏名(名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地処分に係る別紙の清算金については、供託しなくてよいので申し出ます。

備考

- 1 この申出書の提出期限は、年 月 日です。
- 2 印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)を添付してください。

別紙

権利者の住所・氏名 (名称)	従前の土地			換地処分後の土地			担保権者	住所	担保権の種類	備考
	町又は字	地番	地積 (㎡)	町又は字	地番	地積 (㎡)		氏名 (名称 及び代表者 氏名)		
							交付すべき 清算金の額 (円)			

様式第 15 号 (第 9 条関係)

清 算 金 供 託 通 知 書

年 月 日

整理番号

様

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る清算金について、土地区画
整理法第 112 条第 1 項の規定により 法務局 支局 (出張所) に
供託したので、供託書の写しを添えて通知します。

様式第16号(第10条関係)

清算金債務承継届

年 月 日

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

届出人

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る 名義の清算金の
支払の債務について、下記のとおり承継したので届け出ます。

記

氏名(名称及び代表者氏名)	続柄	承継金額又は持分

備考

- 1 印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)を添付してください。
- 2 承継を証する書面(戸籍謄本、改正原戸籍謄本、遺産分割協議書、商業登記簿謄本等)を添付してください。

様式第 17 号 (第 10 条関係)

清算金債権承継届

年 月 日

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

届出人

住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

実印

電話番号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る 名義の清算金の
交付を受ける債権について、下記のとおり承継したので届け出ます。

記

氏名 (名称及び代表者氏名)	続柄	承継金額又は持分

備考

- 1 印鑑登録証明書 (3 か月以内に発行されたものに限る。) を添付してください。
- 2 承継を証する書面 (戸籍謄本、改正原戸籍謄本、遺産分割協議書、商業登記簿謄本等) を添付してください。

様式第 1 8 号 (第 1 1 条関係)

氏 名 等 変 更 届

年 月 日

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

電話番号

氏名等を変更したので、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則第 1 1 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

氏名 (名称又は 代表者氏名)	変更前	
	変更後	

住 所	変更前	
	変更後	

様式第 19 号 (第 12 条関係)

延滞金減免申請書

年 月 日

(あて先)

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

施行者 埼玉県

埼玉県知事

住所

氏名 (名称及び代表者氏名)

㊞

電話番号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に係る清算金について、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程第 27 条第 4 項の規定により下記のとおり延滞金の減額 (免除) を受けたいので申請します。

記

減額 (免除) を受けようとする理由

備考 上記の理由を証明する書類があるときは、添付してください。

告 示

埼玉県告示第五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふかや精神保健福祉の会まゆだま
- 三 代表者の氏名
島上 實
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上野台三五四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対し、作業及び社会参加の場を確保し、訓練や仲間作りをすすめる、自立した生活を送るために必要な課題に取り組み、社会活動への参加を促進できるように支援を行い、精神障害者が安心して暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八重樫

三 代表者の氏名

新井 實

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百四十番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、上里町の住民に対して、民・産・官・学との有効な連携を通じ、社会福祉実現のための啓発・普及、生涯学習支援、暮らしよいまちづくり、地域の安全、古文書調査等の文化支援、及び子育てサークルの支援等を行うことにより、明るく豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、上里町住民に対して成熟した市民社会の構築を目指し、そのための研修や学習機会の提供及び個人や団体が其々の能力を発揮して豊かに生きるための支援や援助を行い生涯学習の推進を図る事を目的とする。

埼玉県告示第五十六号

告 示

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
税制改正に伴うシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 5 月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
63,378,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第五十七号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十八条の規定により準用する同法第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

異議申立時の住所 東京都豊島区南大塚一丁目三十七番七号 フェリーチエ南

大塚 二〇二号

現住所 不明

異議申立人 山崎 里実

二 公示事項

平成二十一年六月一日付けをもつてなされた埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）第二十一条第二項の規定に基づく保有個人情報不開示決定処分に係る異議申立てについて、平成二十二年三月二十六日決定をした。当該決定書の謄本は埼玉県県民生活部県政情報センターで保管されており、異議申立人には同所において、開庁時間内はいつでもこれを交付する。

告 示

埼玉県告示第五十八号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十八条の規定により準用する同法第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

異議申立時の住所 東京都豊島区南大塚一丁目三十七番七号 フェリーチエ南大塚 二〇二号

現住所 不明

異議申立人 山崎 里実

二 公示事項

平成二十年十月二十八日付け、同月二十九日付け及び同月三十一日付けをもつてなされた埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）第二十条第一項の規定に基づく保有個人情報部分開示決定処分に係る異議申立て並びに平成二十年十一月二十七日付けをもつてなされた同条例第三十二条第二項の規定に基づく保有個人情報訂正をしない旨の決定処分及び同条例第三十九条第二項の規定に基づく保有個人情報の利用停止をしない旨の決定処分に係る異議申立てについて、平成二十二年五月二十五日決定をした。当該決定書の謄本は埼玉県西部福祉事務所で保管されており、異議申立人には同所において、開庁時間内はいつでもこれを交付する。

告 示

埼玉県告示第五十九号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十八条の規定により準用する同法第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

異議申立時の住所 東京都豊島区南大塚一丁目三十七番七号 フェリーチエ南

大塚 二〇二号

現住所 不明

異議申立人 山崎 里実

二 公示事項

平成二十一年六月一日付けをもつてなされた埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）第二十一条第二項の規定に基づく保有個人情報不開示決定処分に係る異議申立てについて、平成二十二年三月三十一日決定をした。当該決定書の謄本は埼玉県福祉部社会福祉課で保管されており、異議申立人には同所において、開庁時間内はいつでもこれを交付する。

告 示

埼玉県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホームエンゼルの丘	深谷市今泉625	社会福祉法人かつみ会	短期入所生活介護	平成22年7月7日
			介護予防短期入所生活介護	平成22年7月7日
ひまわり歯科医院	狭山市柏原1158-1	植村 繁夫	居宅療養管理指導	平成21年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成21年10月1日
いるか薬局	鳩ヶ谷市坂下町1-12-4	有限会社アイエスメディカル	居宅療養管理指導	平成22年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年8月1日
ユニコ調剤薬局ユニメック	坂戸市関間1-1-8	有限会社ユニコ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成20年12月1日
茶話本舗デイサービス越谷若葉	越谷市東越谷6-202-5	株式会社ウェルオフ	通所介護	平成22年3月1日
ゆめこうぼう虹	北足立郡伊奈町大針775-23	有限会社夢虹房	居宅介護支援	平成22年6月9日
株式会社 愛和 草加営業所	草加市谷塚町824-6-101	株式会社愛和	訪問入浴介護	平成22年7月1日
			介護予防訪問入浴介護	平成22年7月1日
ヒューマンライフケア武南	鳩ヶ谷市南6-4-4ウイステリアヤハギ1階	ヒューマンライフケア株式会社	通所介護	平成22年7月1日
			介護予防通所介護	平成22年7月1日
デイセンターちゃのみ	狭山市柏原117-9	特定非営利活動法人福祉倶楽部5♯のみ	通所介護	平成22年7月5日
			介護予防通所介護	平成22年7月5日
訪問介護ステーション けいわ	熊谷市新堀909-2	株式会社敬和	訪問介護	平成22年7月1日
			介護予防訪問介護	平成22年7月1日
ヘルパーステーション藤の里	加須市鴻荳2101-1	有限会社フクシ	訪問介護	平成22年6月10日
			介護予防訪問介護	平成22年6月10日
デイサービスセンターうさぎ	児玉郡美里町阿那志918-1	有限会社エノキビル	通所介護	平成22年7月1日
			介護予防通所介護	平成22年7月1日
居宅介護支援事業所うさぎ	児玉郡美里町阿那志918-1	有限会社エノキビル	居宅介護支援	平成22年7月1日

デイサービスセンター-ゆうが 立原	大里郡寄居町立原350-11	株式会社 エモーション・ユニット	通所介護	平成22年7月1日
			介護予防通所介護	平成22年7月1日
茶話本舗デイサービス知々夫亭	秩父市上宮地町24-9	ライフパートナーズ株式会社	通所介護	平成22年6月21日
ケアビジョン秩父	秩父市番場町15-10 サンクレイン番場102	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成22年6月21日
			介護予防訪問介護	平成22年6月21日
グループホーム ひまわり	越谷市川柳町1-305	株式会社相輝	認知症対応型共同生活介護	平成22年6月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年6月1日
小規模多機能施設 ひまわり	越谷市川柳町1-305	株式会社相輝	小規模多機能型居宅介護	平成22年1月11日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成22年1月11日
ヒューマンライフケア鳩ヶ谷の宿	鳩ヶ谷市本町3-24-8	ヒューマンライフケア株式会社	小規模多機能型居宅介護	平成22年7月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成22年7月1日
多機能ホームゆう	所沢市小手指元町1-9-2	社会福祉法人桑の実会	小規模多機能型居宅介護	平成22年6月16日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成22年6月16日
彩華園デイサービスセンター	熊谷市上川上266	日本赤十字社埼玉支部	認知症対応型通所介護	平成22年6月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成22年6月1日
居宅介護支援事業所 たいよう	川口市芝塚原2-21-18リバー川105	株式会社太陽	居宅介護支援	平成22年6月10日
あけぼし訪問介護事業所	上尾市平方4277-10	株式会社グレートフル	訪問介護	平成22年7月8日
			介護予防訪問介護	平成22年7月8日
医療法人 正務医院	草加市青柳5-12-13	医療法人 正務医院	訪問看護	平成22年5月10日
			居宅療養管理指導	平成22年5月10日
ピヤシリ介護ステーション	鴻巣市郷地830-2	株式会社アスカシステム	訪問介護	平成22年7月7日
			介護予防訪問介護	平成22年7月7日
久喜市楷茶荘デイサービスセンター	久喜市上清久930	社会福祉法人久喜同仁会	通所介護	平成22年4月1日

			介護予防通所介護	平成22年4月1日
あけのほしデンタルクリニック	ふじみ野市上福岡6-4-5メディカルセンター上福岡2F	南彦人	居宅療養管理指導	平成22年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年7月1日
特定非営利活動法人つばさ	鴻巣市鎌塚4-3-21	特定非営利活動法人つばさ	訪問介護	平成22年7月1日
居宅介護支援センター このみ	深谷市武蔵野2571-14	株式会社多田	居宅介護支援	平成22年7月1日
GENKI NEXT ふじみ野苗間	ふじみ野市苗間1-13-16ファーストステージふじみ野1F	株式会社介護NEXT	通所介護	平成22年6月3日
			介護予防通所介護	平成22年6月3日
ウエルシア薬局 北本中丸店	北本市中丸2-3	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成22年7月1日
久喜市社協くりはしデイサービス	久喜市岡録255-1(健康福祉センター「くりむ」内)	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	通所介護	平成22年7月1日
			介護予防通所介護	平成22年7月1日
久喜市社協居宅介護支援事業所	久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	居宅介護支援	平成22年7月1日
久喜市久喜東地域包括支援センター	久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	介護予防支援	平成22年7月1日
川口市西地域包括支援センター	川口市川口6-5-14	社会福祉法人川口市社会福祉事業団	介護予防支援	平成22年6月1日
川口市南平みなみ地域包括支援センター	川口市領家1-24-17	株式会社シルバーホクソン	介護予防支援	平成22年6月1日
医療法人 新青会 川口工業総合病院	川口市青木1-18-15	医療法人 新青会 川口工業総合病院	訪問看護	平成22年6月1日
			介護予防訪問看護	平成22年6月1日

告 示

埼玉県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
スマイル介護サービス	住所	所沢市下安松183-26	所沢市下安松203-50 サンアレイ101	訪問介護
				介護予防訪問介護
グループホーム上野 陽だまりの家	住所	秩父市大宮5876-1	秩父市大宮5533-1	介護予防認知症対応型共同生活介護
				認知症対応型共同生活介護
ラ ッ ク 芝	名称	ラック在宅介護サービス芝営業所	ラ ッ ク 芝	介護予防訪問介護
				訪問介護
ラ ッ ク 芝	住所	川口市芝4-20-16山田ビル1F	川口市芝宮根町1-42 田中マンション101	介護予防訪問介護
				訪問介護
セイジョーライフケア鴻巣	住所	鴻巣市氷川町2-3	鴻巣市大宮4-7-1 セントル長島102	訪問介護
				介護予防訪問介護
				居宅介護支援
八潮市西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	住所	八潮市緑町1-23-8	八潮市鶴ヶ曽根1184-4	介護予防支援
ハッピー熊谷・ヘルパーステーション	住所	熊谷市星川2-45 貸事務所1F	熊谷市中西2-3-8 中村荘101号室	訪問介護
				介護予防訪問介護

告 示

埼玉県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施設を担当する施設者として、次の者を指定した。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
新井レディースクリニック	新 井 理 水	南埼玉郡白岡町小久喜1190-5-2F	平成 22 年 6 月 7 日
医療法人社団米寿会 なかた呼吸器科内科クリニック	医 療 法 人 社 団 米 寿 会	桶川市倉田字西窪台255-5	平成 22 年 5 月 6 日
かわぐち脳神経クリニック	医 療 法 人 社 団 明 慶 会	川口市前川1-1-55 メディパーク川口前川1-B	平成 22 年 5 月 1 日
医療法人新青会 川口工業総合病院	医 療 法 人 新 青 会	川口市青木1-18-15	平成 22 年 6 月 1 日
さ つ き 診 療 所	医 療 法 人 さ つ き 会	川口市川口4-5-15	平成 22 年 5 月 17 日
戸田の杜クリニック	大 内 浩	戸田上戸田5-1 グリーンフォレスト戸田1F	平成 22 年 7 月 1 日
あ べ 泌 尿 器 科	阿 部 拓	熊谷市太井1641-5	平成 22 年 6 月 1 日
医療法人社団 井奥記念会 桜公園クリニック	医 療 法 人 社 団 井 奥 記 念 会	戸田市新普南3-12-18	平成 22 年 6 月 1 日
レイクタウン眼科	木 田 橋 久 明	越谷市東町2-8 イオンレイクタウンmori1階	平成 22 年 6 月 11 日
深 谷 中 央 病 院	新 井 家 光	深 谷 市 原 郷 5 0 0	平成 22 年 6 月 1 日
川口パークタワークリニック	辻 泰 喜	川口市幸町1-7-1 川口パークタワー2F	平成 22 年 6 月 17 日
みさとファミリークリニック	医 療 法 人 正 紘 和 会	三郷市高州1-181-2	平成 22 年 5 月 1 日
医療法人社団 大伸会 くま歯科医院	医 療 法 人 社 団 大 伸 会	越谷市千間台西2-16-2 カレントホームズ101号室	平成 22 年 4 月 1 日
トール歯科クリニック	大 工 原 徹	富士見市水谷東2-53-4	平成 22 年 7 月 1 日
医療法人健成会 大熊歯科医院	医 療 法 人 健 成 会	上尾市中妻2-1-5	平成 22 年 5 月 22 日
いとう歯科クリニック	伊 藤 功	坂戸市清水町5-8-2F コンドミニウムカネマタ	平成 22 年 6 月 7 日
サンフラワー人間歯科	阿 部 千 春	入間郡毛呂山町南台5-2-3-101	平成 22 年 6 月 8 日
長 田 歯 科 医 院	長 田 綾 子	秩 父 市 東 町 2 8 - 6	平成 22 年 3 月 20 日
あしたば歯科医院	宿 澤 由 佳	越谷市南越谷2-5-67	平成 22 年 6 月 8 日
塚原歯科医院	安 倍 理 恵	鴻巣市松原1-20-21	平成 22 年 4 月 30 日
西山歯科医院	西 山 美 根 子	志 木 市 本 町 1 - 1 - 8	平成 22 年 6 月 2 日
あげおシーエス薬局2号店	有 限 会 社 大 和 桜 ヶ 丘 薬 局	上尾市柏座1-12-2	平成 22 年 7 月 1 日
ウェルパーク薬局 朝霞三原店	株 式 会 社 ウェルパーク	朝霞市三原5-11-8	平成 22 年 6 月 1 日
恵 和 薬 局	株 式 会 社 バル・オネスト	所 沢 市 榎 町 1 2 - 7	平成 22 年 7 月 1 日
加藤薬局 下藤沢店	株 式 会 社 加 藤	入間市下藤沢382-6 エスポワール・サイトウ103号	平成 22 年 6 月 15 日
ドラッグセイムス みよし台薬局	株 式 会 社 富 士 薬 品	入間郡三芳町みよし台5-1	平成 22 年 6 月 9 日
アイン薬局 アインズ&トルペ川口店	株 式 会 社 アインメディカルシステムズ	川口市栄町3-7-1 川口キャストイ3F	平成 22 年 7 月 1 日

アイセイ薬局 東川口北店	株式会社 アイセイ薬局	川口市東川口5 - 30 - 7	平成 21 年 8 月 23 日
ハッピー武里団地・訪問看護ステーション	株式会社 ジャパンケアサービス東日本	春日部市大場1138 - 1 高橋第三店舗1F	平成 22 年 6 月 14 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
志村 将人		まえくぼ接骨院	人間郡毛呂山町前久保623 - 36	平成 22 年 6 月 11 日
石井 秀和		我孫子ビレジ接骨院	我孫子市つくし野3 - 22 - 1	平成 22 年 6 月 1 日
中山 孝一		美女木名倉堂接骨院	戸田市美女木1 - 20 - 18	平成 22 年 6 月 23 日
木村 篤史		あさひ堂接骨院	川口市領家2 - 2 - 16	平成 22 年 6 月 17 日
松下 直之		名倉堂袋山接骨院	越谷市袋山500 - 8	平成 22 年 7 月 1 日
矢竹 宏嗣		西川口並木つぐみ整骨院	川口市並木3 - 26 - 5	平成 22 年 6 月 15 日
山田 晃裕		柳沢駅前接骨院	西東京市保谷町3 - 12 - 14	平成 22 年 7 月 9 日
寺井 良		グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町565 - 1 - 101 - 2	平成 22 年 6 月 20 日
新井 康彦		新井整体治療院	和光市新倉2 - 1 - 6	平成 22 年 6 月 2 日
黒沢 武志		三健接骨院	さいたま市桜区田島4 - 37 - 20	平成 22 年 7 月 1 日
南條 ひろみ		菩提樹訪問療養マッサージ事業所	春日部市豊町2 - 7 - 2 2階	平成 22 年 6 月 17 日

告 示

埼玉県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
長谷川歯科医院	所在地	富士見市勝瀬 3405	富士見市ふじみ野西 1 - 2 1 - 5
みかりば小幡歯科医院	名称	みかりば歯科医院	みかりば小幡歯科医院
アイセイ薬局 川口前川店	所在地	川口市前川 1 - 1 - 5 7	川口市前川 1 - 1 - 5 4

告 示

埼玉県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
くすりのユーカー	羽生市上新郷 5 6 6 7 - 5	平成 22 年 6 月 30 日
アイセイ薬局 東川口北店	川口市東川口 5 - 1 1 - 1	平成 19 年 9 月 30 日
くま歯科医院	越谷市千間台西2-16-2カレントホームズ0101号	平成 22 年 3 月 31 日
医療法人健成会 大熊歯科医院	上尾市中妻 3 - 3 - 1 4	平成 22 年 5 月 22 日
みさとファミリークリニック	三郷市高州 1 - 1 8 1 - 2	平成 22 年 4 月 30 日
桜公園クリニック	戸田市新曽南 3 - 1 2 - 1 8	平成 22 年 5 月 31 日
ハッピー武里団地・訪問看護ステーション	春日部市大枝 8 9 武里団地第二街区 9 号棟 1 0 5	平成 20 年 6 月 30 日
西川口病院	川口市並木 2 - 1 0 - 8	平成 22 年 5 月 18 日
かわぐち脳神経クリニック	川口市前川 1-1-55 メディパーク川口前川 1-B	平成 22 年 4 月 30 日
西山歯科医院	志木市本町 1 - 1 - 8	平成 22 年 6 月 2 日
長田歯科医院	秩父市東町 2 8 - 6	平成 22 年 3 月 20 日
塚原歯科医院	鴻巣市松原 1 - 2 0 - 2 1	平成 22 年 4 月 30 日
わかば台中央クリニック	鶴ヶ島市富士見 2 - 2 7 - 3	平成 22 年 6 月 16 日
医療法人森クリニック 森医院森歯科	三郷市戸ヶ崎 3 1 2 4 - 3 1	平成 22 年 5 月 22 日
深谷中央病院	深谷市原郷 5 0 0	平成 22 年 5 月 31 日

告示

埼玉県告示第六十五号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十二年 十月二十四日（日）	草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十二年九月一日（水）から十四日（火）まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十二年九月十四日（火）までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前

平成二十二年十二月一日（水）及び二日（木）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十二年十二月一日（水）午前十時から三十一日（金）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら 藤久保店

入間郡三芳町富士見都市計画事業藤久保第一土地区画整理事業

二十六街区 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年三月二十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千百七十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四十四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四十七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八十八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四十二立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十二年七月二十日

二 縦覧期間

平成二十二年七月三十日から平成二十二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年七月三十日から平成二十二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千六十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

アミス

二 氏名

李 塚明（荒川 塚明）

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県行田市南河原八三七番地七

四 登録番号

埼玉県知事（二）第〇三七九六号

五 登録年月日

平成二十年五月九日

六 登録の取消し年月日

平成二十二年七月二十七日

告 示

埼玉県告示第千六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、志多見土地改良区から当該役員に退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	福 田 宣 夫	加須市阿良川二〇六番地一

告 示

埼玉県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年七月二十六日認可した。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川里中央土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

告 示

埼玉県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年七月二十六日認可した。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川里広島土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

告示

埼玉県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年七月二十七日認可した。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

新堀土地改良区

二 事務所所在地

蓮田市

告示

埼玉県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百十五号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

三郷市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業三郷公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月十九日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第七百十五号、昭和五十四年埼玉県告示第七百八十六号、昭和五十七年埼玉県告示第七百九十八号、昭和五十八年埼玉県告示第八百八十九号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十号、平成四年埼玉県告示第三百九十四号、平成五年埼玉県告示第三百一号、平成六年埼玉県告示第二百九十九号、平成九年埼玉県告示第三百八号、平成九年埼玉県告示第四百六十六号、平成十一年埼玉県告示第五百四号、平成十三年埼玉県告示第五百十四号、平成十五年埼玉県告示第七百三十一号、平成十八年埼玉県告示第五百三十号、平成十九年埼玉県告示第四百九十四号、平成二十年埼玉県告示第四百四十一号の事業地に、三郷市彦沢二丁目、彦沢三丁目、彦江二丁目、彦江三丁目、番匠免二丁目及び高州三丁目を加え、彦沢一丁目、彦江一丁目、大字花和田、高州一丁目、高州二丁目、高州四丁目、及び鷹野五丁目地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成十三年埼玉県告示第五百十四号、平成十五年埼玉県告示第七百三

十一号、平成十八年埼玉県告示第五百三十号、平成十九年埼玉県告示第四百九十四号、平成二十年埼玉県告示第四百四十一号の事業地に、三郷市彦沢一丁目、彦沢二丁目、彦沢三丁目、彦江一丁目、彦江二丁目、彦江三丁目、大字花和田、番匠免二丁目、大字戸ヶ崎、戸ヶ崎一丁目、戸ヶ崎二丁目、戸ヶ崎三丁目、戸ヶ崎四丁目、戸ヶ崎五丁目、高州一丁目、高州二丁目、高州三丁目を加える。

告 示

埼玉県告示第七十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十二年七月二十八日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

花田 朝子

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二七八五二号

五 免許取消しの理由

建築士法第十三条の二第二項の規定により合格の取消しがされたため

告 示

埼玉県告示第七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
道路標識状況等調査業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社工建 埼玉県熊谷市三ヶ尻3507
- 5 落札金額
141,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年4月30日

告 示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成二十二年七月三十日

埼玉県春日部県税事務所長 山 岡 篤

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
埼玉日石ホールディングス株式会社	代表取締役 大木 一也	埼玉県八潮市八潮八丁目四番地八	平成二十二年八月一日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地 先 ま で	所 沢 市 大 字 北 秋 津 字 府 中 道 西 一 四 〇 番 一 地 先 か ら 同 市 大 字	区 間
一 四 ・ 〇 〇 ） 一 八 ・ 〇 〇	一 一 ・ 〇 〇 ） 一 二 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）
四 三 ・ 五 〇		延 長 （ メ ー ト ル ）
		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>岩殿観音南戸守線</p>	<p>路線名</p>
<p>東松山市大字西本宿字松ノ木一七一 九番一地先</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年七月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一八・七五 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百二十五号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市豊野台二丁目七八九番 七地先から同市南大桑三七三 三番一地先まで	一 地先まで 先から同市南大桑三七三番 一	加須市北大桑一九一八番一 地	区 間
二六・三〇 四八・〇〇	一〇・三五 四九・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
三〇一〇・〇〇	二五八〇・〇〇		延長 (メートル)
旧道は、加須市に引き継ぐ予定。			備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 道路線名 松伏春日部関宿線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地字香取七三五番三三 地先まで	北葛飾郡松伏町築比地字香取七三五番三三 地先から北葛飾郡松伏町築比	区 間
一〇・三〇〇～一〇・五〇〇	八・五〇〇～九・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年八月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十二年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あけど亮太後援会	小峰 理	明ヶ戸 弘子	川越市小堤539-1	平成22年6月15日
新井勝後援会「東松山フォーラム21」	間室 健	新井 三枝子	東松山市箭弓町3-3-16	平成22年6月14日
梅田修一後援会	武井 恒夫	梅田 典子	久喜市中妻257	平成22年6月30日
江野こういち後援会	小川 栄一	小川 孝	東松山市本町1-7-10	平成22年6月2日
越谷市昌政会	島村 博	島村 玲郎	越谷市大竹438	平成22年6月2日
坂戸市山口泰明後援会	清水 純一	笠間 益伸	坂戸市仲町12-10山口泰明事務所内	平成22年6月9日
「市民との絆」東松山21・新しい風の会	文園 利夫	福原 幸司	東松山市田木717-4	平成22年6月1日
竹内勝利後援会	新井 弘一	竹内 定男	秩父市下吉田6244	平成22年6月28日
内藤みつお後援会	内藤 光雄	根岸 稔治	狭山市新狭山1-10-1	平成22年6月18日
「何とかしよう東松山市政」市民の会	関根 文男	大沢 順子	東松山市上野本1412	平成22年6月30日
みんなDe会(みんなで市政をつくる会)	中野 雄司	利根川 由行	鴻巣市本町1-7-30	平成22年6月1日
みんなで谷塚をつくる会	鈴木 孝三郎	泉 栄嗣	草加市谷塚町899-1	平成22年6月28日

告 示

埼玉県選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十二年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党桶川支部	代表者	岡地 優	白石 孝一	平成22年6月3日
	主たる事務所の所在地	桶川市坂田16	桶川市大字倉田351	同上
自由民主党埼玉県土地改良支部	代表者	井上 直子	大沢 立承	平成22年6月16日
みんなの党参議院埼玉県第1支部	主たる事務所の所在地	さいたま市大宮区大門町3-37稲垣ビル2F	川口市元郷2-15-60ルピナス5番館2F	平成22年6月23日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
浦和医師連盟	会計責任者	北濱 博之	石田 有世	平成22年6月2日
	代表者	高木 学	比企 秀男	平成22年6月1日
久喜市医師連盟	会計責任者	齋藤 久雄	野原 秋男	同上
	名称	光風会	グリーンフォーラム「埼玉新時代を作る会」	平成22年6月21日
埼玉県隊友政治連盟	主たる事務所の所在地	東松山市箭弓町2-3-8Mビル203号	東松山市高坂900-6	同上
	主たる事務所の所在地	鶴ヶ島市富士見4-5-22	さいたま市西区三橋5-1470	平成22年6月7日
埼玉県土地改良政治連盟	代表者	井上 直子	大沢 立承	平成22年6月16日
埼玉県理学療法士連盟	名称	埼玉県理学療法士連盟	日本理学療法士連盟埼玉県支部	平成22年6月10日
	代表者	佐々木 和人	関 勝夫	同上
	会計責任者	永井 勝信	大久保 昭造	同上

	主たる事務所の所在地	さいたま市見沼区東宮下西196さいたま記念病院リハビリテーション部内	狭山市水野600大生病院リハビリテーション科内	同 上
全埼玉私立幼稚園政治連盟	代表者	平原 隆秀	秋池 弘	平成22年6月7日
	会計責任者	三田 恭子	細谷 昇	同 上
竹森かおる後援会	代表者	高橋 秀明	関根 文男	平成22年6月25日
	主たる事務所の所在地	東松山市箭弓町3-4-10東商ビル1F	東松山市下青鳥703-1	同 上
チーム小林つかさ	主たる事務所の所在地	さいたま市大宮区大門町3-37稲垣ビル2F	川口市元郷2-15-60ルピナス5番館2F	平成22年6月14日
21世紀政治経済研究会	会計責任者	細田 善則	秋元 伸之	平成22年6月17日
深谷市・大里郡医師連盟	代表者	佐々木 優至	清水 巖	平成22年6月9日
	会計責任者	福島 悦雄	佐々木 優至	同 上
蕨戸田市医師連盟	会計責任者	大森 幸男	中村 博明	平成22年6月2日

告 示

埼玉県選管告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、同条第二項の適用団体である別記一の政治団体から解散した旨の届出があつた。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成22年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
クリーン白岡・町民の会	平成22年 6月15日	平成22年 6月18日
田中種夫後援会	平成22年 5月31日	平成22年 6月14日
永井輝夫後援会	平成22年 6月 8日	平成22年 6月 8日
平沼要後援会	平成22年 5月31日	平成22年 6月 2日
星野洋子後援会	平成22年 6月 1日	平成22年 6月 1日

(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		
(平成21年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
(平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
政治団体の名称	星野洋子後援会		
報告年月日	平成22年6月1日		
(平成20年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
(平成21年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
(平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		

告 示

埼玉県選管告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

平成二十二年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
内藤 光雄	狭山市議会議員	内藤みつお後援会	狭山市新狭山1 - 1 0 - 1	平成22年 6月18日

告 示

埼玉県選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
小林 司	参議院選挙区選出議員	チーム小林つかさ	主たる事務所の所在地	さいたま市大宮区大門町3 - 37 稲垣ビル2F	川口市元郷2 - 15 - 60 ルピナス5番館2F	平成22年6月14日
森田 光一	東松山市長	光風会	公職の種類 名称	東松山市長 光風会	埼玉県議会議員 グリーンフォーラム「埼玉新時代 を作る会」	平成22年6月21日 同 上
			主たる事務所の所在地	東松山市箭弓町2 - 3 - 8Mビル203号	東松山市高坂900 - 6	同 上